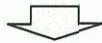


● 独立行政法人住宅金融支援機構法

国民の安定的な住宅取得等を図るため、住宅金融公庫の権利及び義務を承継し、債権の証券化等により一般の金融機関による住宅資金の貸付けを支援する独立行政法人住宅金融支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等を定める。

財投資金を活用した直接融資を行ってきた住宅金融公庫を廃止



証券化支援業務等により民間金融機関の支援・補完を行う独立行政法人を設置

独立行政法人住宅金融支援機構の設立（H19.4.1）

業務の範囲

① 民間金融機関による住宅資金の融通支援業務

- ・証券化支援業務
- ・融資保険業務

② 災害関係、都市居住再生等の民間では困難な融資に限定

<住宅金融公庫の融資業務>

【個人向け住宅ローン】

- ・個人住宅建設
- ・分譲住宅購入
- ・リフォーム
- ・災害関係

【事業者向け融資】

- ・密集市街地建替
- ・賃貸住宅建設
- ・宅地造成
- ・分譲マンション建設 等

<新独立行政法人の融資業務>

【個人向け住宅ローン】

- ・災害関係

【財形住宅融資】

- ・都市居住再生融資
- ・密集市街地建替
- ・子育てファミリー向け
賃貸住宅建設 等

③ 良質な住宅の建設等を促進するために必要な情報の提供等

円滑な 移行のため の措置

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案による住宅金融公庫法の一部改正

- ・既往債権の管理業務に係る特別勘定の設置
- ・当該勘定における財政融資資金の繰上償還 等

政府は、公庫から独法への移行に際し、国民の住宅の建設等に必要な長期資金の調達に大きな支障が生じないよう、必要な施策を推進。さらに、民間金融機関の貸付状況を勘査し、平成19年度予算編成過程で個人融資の取り扱いを最終判断。(住宅金融支援機構法附則第22条、平成15年公庫法改正附則第3条)